



場 所 役 者 順 一  
 行 町 任 者 田  
 岡 壇 資 任 深  
 岡 壇 町 長

とどいたら、まず、とじましよう

## 改正印鑑 証明切替期日迫る

### 登録の手続きは 早目に

印鑑はあなたの権利、財産を守る大切なものです。

昭和四十六年七月一日から、印鑑登録と証明書発行の方法を改正し、現在住民課窓口で受付中ですが、これは間違っていた印鑑の証明をなくし、実印の貸し借りをしなくてもよいよう、偽造、盗用など印鑑に因する事故を防止し、事務のスピード化を図ることがねらいです。

### 登録者に手帳発行

制度改正後に印鑑登録をした方に、印鑑手帳を発行し、証明書は従来の手書きから、登録票をコピー（電子複写）し、登録されている印鑑と相違ないことを、証明してお渡します。

一度登録されておけば、それ以後の証明事務は、正確で速くなります。

### 従来からの登録者は 期間内に手続きを

それまでに登録されていた方で新しい制度による登録の切り替え（切替期間昭和四十六年七月一日から、昭和四十七年三月三十一日

までの九ヶ月間）が、すまれた方は、印鑑手帳を、交付してあります。

切替期間内に、手続きのすんでいない方は、新規に登録の場合と同様の登録手続き（本人であることの確認できる写真入り身分証明書所持者等を除いては、照会と回答手続きを経なければ、手帳・証明ともに発行できず）が必要で調査のため日数がかかりますので、切替期間中に早速手続きをしてください。

従来から印鑑登録されている方

登録するハン又は登録してあるハン。

(委任状の様式)

委 任 状	
昭和 年 月 日	
委任する人 の 氏 名	↓
委任する の 氏 名	↓
下記の者に わたす	↓
委任の ことがら	↓
を申請または受領する ことを委任します。	↓
委任をうけた人 (かわりに手続きにくるかた)	↓
住 所	↓
な 名	↓
年 月 日生	↓

収入印紙 20円

(委任のことがらの例)

- 一、私の印鑑を登録すること。
  - 二、私が印鑑登録をしたことに相違ない旨の回答書を提出すること。
  - 三、私の印鑑登録手帳を受取る
  - 四、私の印鑑登録証明書〇通を申請し受領すること。
- ※同時に二つ以上のことがらを依頼するときは、そのことがらを連記してください。

は、現在登録をしている印鑑を持って、ご自分で登録手続きへおいでください。

本人が手続きに、来られない場合は、代理人に依頼することが出来ますが、その場合は登録印鑑（実印）と登録者本人が自署し、実印を押した委任状（委任状の様式見本の例に従って作成してください）それに委任を受けた代理人の認め印を持って、窓口で手続きをしてください。

### その手帳には

△ 万 一 なくしたときなど、悪用されないように住所、氏名は記入せず、登録番号、世帯番号だけ表示します。

△ 印鑑登録証明を、請求される  
ときは、この手帳だけを証明交付  
申請書に認め印を押印して、窓口  
に提出すればよく、実印を提出す  
る必要はありません。

△ 代理人に印鑑登録証明を依頼  
するときは、この印鑑手帳と委任  
状、印鑑登録証明書交付申請に押  
印用の委任を受けた代理人の認め  
印をこつつけるだけで、実印をこ  
とつつける必要はありません。

△ 登録手帳は大切なものではす  
から、できれば写真(ライカ版、無  
帽・正面上半身のもので、三ヶ月  
以内に写したものを)を貼るよう  
にいたしました。

登録した印鑑と手帳は自分で破  
重に保管しておいてください。

(住民課)

### 固定資産税の納 税管理人の届出

固定資産税の納税義務者は、納税  
義務を負う町内に住所、居所、事  
務所又は事業所を有しない場合  
は、町内で独立の生計を営む者の  
うちから納税管理人を定め、納税  
に関する一切の事項を処理させる  
ため、必要が生じた日から一〇日  
以内に町長に申告書提出しなけ  
ればならない(地方税法第三五五  
条)となっています。

近年岡垣町内において固定資産  
の異動がはげしく納税者の住所、  
居所の確認が困難で事務処理に困

っています。  
友人、知人、縁故者で納税管理人  
が申告していない方がありましたな  
らば早急に申告されるように御協  
力下さい。

尚町内の方でも区の異動があっ  
た際には届出を忘れないようにし  
て下さい。

税務課

### 昭和四十六年分の 所得税確定申告と 昭和四十七年度町 民税の申告

所得税及び町民税の申告は、  
三月十五日までにしていたま  
くとなつていますが、所得の計算  
や、申告等について、次の日時を  
予定して御相談に應ずることとし  
ています。この機会を利用して申  
告を早目に済ませて下さい。

◎所得税の申告は

二月二十四日(木) 十時～十六  
時まで。

二月二十五日(金) 十時～十六  
時まで。

二月二十六日(土) 十時～十二  
時まで。

◎町民税の申告は

二月二十八日(月)、二十九日  
(火)、三月一日(水)、二日  
(木)、三日(金)、六日(月  
)、七日(火)、

毎月十時から十六時まで。

◎申告相談受付場所

岡垣町役場、第三会議室。

### 児童手当 の請求を

次の該当者は児童手当の認定請求  
書に至急に出して下さい。

一、十八才未満の児童を三人以上  
養育しており、そのうち一人以上  
が五才未満の児童であるもの(昭  
和四十七年一月一日現在で)が三  
月三十一日までに認定請求をした  
ときは、一月から支給する。

一、昭和四十七年一月二日以後二  
月二十九日までの間に支給要件に  
該当するに至った者が、三月三十  
一日までに認定請求をしたとき  
は、支給要件に該当するに至った  
日の属する月の翌月から支給す  
る。

以上は昭和四十六年度の特例によ  
る経過措置で、その後は請求月の  
翌月から支給することになります。  
民生課

### 特別弔慰金 の請求を

職業者等の遺族に対する特別弔  
慰金支給法(四十四年改正法)の  
請求権が、本年九月三十日で時効  
になります。

其の他援護法関係で不明の点があ  
りましたら民生課担当係までお問  
合せ下さい。

### 引揚者等特別公布 金請求期限せまる

引揚者等に対する特別公布金の支  
給に関する法律の施行期限が昭和  
四十七年三月三十一日を以って請  
求期限が終了します。未請求の人  
は期限までに手続きをして下さい  
(民生課)

### 社会福祉協議会へ

- 香典返しとして御寄附
- 一、高陽区 故堀モリ殿 76才
- 昭和47、1、19 死亡
- 米代秀五郎殿より
- 社会福祉協議会並に老人クラブへ  
香典返しとして
- 一、波津区 故石川文之助殿82才
- 昭和47、1、15 死亡
- 石田タイ殿より
- 社会福祉協議会へ
- 一寄附として
- 吉木区 川原清彦殿より

### 銃砲の保管は厳 重に残火薬の処 置は安全に

終猟の2月15日がいりまして  
猟銃を所持される方は、最小限度  
次のことを守って、事故の防止に  
つとめて下さい。

○ 残弾は持つまい、置くまい  
残った火薬類は必ず猟支会など

に持ちよりまとめて、銃砲店に保  
管を委託する。

○ 猟銃は必ず分解保管を

猟銃は所持者自身が、責任をも  
って保管することが第一です。

◎定められた保管庫へ確実に、鍵  
をかけた家族など手をふれさせない  
ようにする。

◎ 万一盗られても、すぐ使えない  
よう、分解して部品の一部を別に  
保管する。

### 押し売りなど の防止!!

◎ 押し売りなどを家に入れない  
ために

◎ 扉間で玄関その他の出入口にカ  
ギをかけておく習慣をつける。

◎ 来訪者があつたら、すぐ出て相  
手をたしかめ中に入れる。

◎ 玄関、勝手口には用心くさりを  
つけ、知らない相手は中に入れない  
で応待する。

◎ うっかりして押し売りを中に  
入れたとき

◎ 大きな声で奥へ呼びかけるふり  
をするなど、女ひとりと気づかれ  
ない工夫をする。

◎ ふだんから女ひとりと気づかれ  
ないよう、男もののハキ物を玄関  
にならべておく。



# 浄化槽 (水洗便所) の設置は

生活環境特に、衛生思想の向上を反映し、家庭の浄化槽を設置したい方は、次の様な色々な条件と義務がありますので、ご注意下さい。

一、放流先について  
公共下水道、蓋付の下水路(暗渠側溝)公共河川に通じ流水量の多い場合は無条件で設置可能です。

二、設置届の義務  
浄化槽を設置される方は必ず所定の届出書を保健所へ提出する様になつております。

三、浄化槽を設置後の義務(維持管理)について  
設置後は次の様な事を実施する義務があります。

イ、定期的清掃(最底年一回)  
ロ、消毒剤の補給  
ハ、機能点検  
ニ、放流水の水質検査の義務(最底年一回)

以上の様な事柄が浄化槽設置者に対し義務づけられていますので、ご注意下さい。  
※特に放流先等について疑問の点がありましたら保健所へご相談下さい。

遠賀保健所

# 食品衛生の問題は

消費者の皆様において、食品衛生につき何かと意見ご相談があることと思いますが、これら諸問題について従来は保健所衛生課に寄せられていましたが各市町に食品衛生協会依託の食品衛生指導員の方が後記のとおりおられますので、これら指導員に先ずご連絡下さるとともに今後一層のご利用をお願いいたします。

## 食品衛生指導員名

氏名	住所	電 話
金子立夫	山田峠	2-00193
大森福五郎	海老津	2-00327
花田鉄夫	山田峠	2-00027
真武熊市	海老津	2-00078
小役丸野太郎	原	2-00031
梶原政市	原	2-11305
石田たよ	海老津	2-00016

# 歩け歩け 運動再開

寒くなつたので休止していた歩け歩け運動を、三月から再開します。

期日は毎月第二日曜日七時三十分海老津バス停集合のこと、三月は、十二日。行く先は榎塚か、高倉。榎塚を歩いた方が多ければ高倉。そこで文化財の説明、歩

くのは八軒位。歩く時は相等早い速度の時もあるので、歩きやすい状態でご参加下さい。  
歩くことは、足の神経や筋肉を使うと同時に、血液の循環を活潑にし、体全体の内臓も働かせる。そのよさはやってみないと分からない。三十才以上の方はみんな一度は参加下さい。

公民館

# 体がつくり (11)

## 老化現象

一般に動物は、乳児期から幼児期と、形の上でも機能的にも発達を続け成年期になる。成年期にはある機能はなお発展を続けるが、大体に調和のある平衡を保つ時期である。これを過ぎると生体の機能に不調和や破壊が目だってくる。これが老人期である。

おもな老化現象を述べる

### ① 皮膚の老化

シワが多くなる。皮膚は真皮と表皮からなり、表皮は外側にあって切っても痛くない血も出ないが、真皮には神経や血管が通っているの切れば痛しい血も出る。その真皮に皮下脂肪があるが、皮下脂肪が減少すると皮膚がたるんでシワになる。  
皮膚の色調も変わり、シミ、ソ

パカスなどの色素沈着が起り、かつ色を増す。その反対に色素の脱出もみられ、顔もなんとなく白っぽく生気がなくなる。

皮膚の一部にみなされるものに白髪がある。白髪は毛皮質に含まれているメラニン色素の欠乏で起る。遺伝要素も濃い。

ハゲは内分泌器官の機能の減退から、ホルモンのバランスがくずれて脱毛する。脱落した毛は二度と発生せず、初めの間は毛穴があるが、のちにはそれもなくツルツルになる。

二日間かかるといこと。  
身長も低くなる。三十一対ある脊椎骨の間にある軟骨が、年をとると萎縮するので身長が短くなる。それに若いころは扁平足ではないのに、老人性扁平足になり、更に腰がまがるのでいよいよ低くなる。

### ② 身長

昔から老化の象徴として「目、歯、まら」という。四十を過ぎると新聞を読むのに遠くはなしたり、小さい字を見ていると眼が痛くなったりする。

### ③ 老眼

目で物が見えるのは、水晶体がレンズの作用をして網膜の上に逆立の像を結ぶからだ。年をとると水晶体が硬化して調節がまずくなり、ピントがあわなくなる。それが老眼である。

この外、頭痛、めまい、腰の冷え、閉経。骨は弾力がなくなり折れやすくなる。動脈硬化や高血圧など循環器系も老化する。胃腸系も、消化、吸収力が低下し、歯もガタがくる。  
頭のほうも、脳髓が萎縮して思考力にもなり、健忘症となり、老人性痴呆となる等。その対策

体の中で、この眼の水晶体が一番生理的な年令を示すという人もある。

生あるものには必ず死がある。死を征服することは絶対不可能である。が四十才の老人もおれば、七十才の青年もおる。人間生きておる間は若々しく、力一杯の仕事がしたいもの。

### ④ 細菌感染

年をとると細菌感染などの病気の回復力が衰える。  
感染症からの回復の早さは、年令五年ごとに一日を加算したものと、五才の子が一日で回復するものも、六十才の人は十

これらの衰えに対して、いろいろの回復法、食べ物、飲みもの、養生法が伝えられているが、私は体操をし、運動・スポーツをして、身体各器官に刺激を与え、活力をもたせておくのが最善と思う。現代は栄養はどの家庭もいきわたっているのに、栄養より、薬より、老化を防ぐのはスポーツだと思ふ。

公民館

# 桐の木の話

昭和二十九年一月、私は夜行で鹿兒島駅について、西郷南洲先生のお墓に参拝しました。

丁度その時ボタン雪が降り出して、またたく間に地表に降り敷き、南洲先生以下多数の墓石の頭に細ボシを被せた風景は、明治十年二月、一万五千の薩摩健児が、降りつむ雪を落花とけちらして、わらじ引きしめ北へと北へと進んだ、当時の勇壮さが思い浮かべられて壯観でありました。町へ引き返すと町の大人達までが、もつと降れもつと降れと子供のようにはしゃいでいられる。これは鹿兒島に、こんな雪は珍しいことであるものと思いました。少し暗れ間が出た時、錦江湾をへだてて雄大な桜島の雪景色は、実に素晴らしいものでありました。

それから日豊線に乗り替えて車入駅下車、台湾桐畑に案内してもらい桐苗と言っても桐の根を五寸位に切ったものが一本百円、これを五十本買って夜行で帰り、植え込みました。

それから、毎年芽出した苗を、岡垣町始め遠賀町、鞍手町、宗像町へ売り歩いて日当稼ぎをしました。元来台湾桐は太りの早いために材質がやわらかく、使用価値がないと評判されるようになったので、苗売りも止め、立木も捨値で切り扱いました。そして、苗を売

りつけた人々に心から詫びておりました。

当時桐材を有利に販売出来ることを目的に、広島県府中市の桐箱工業組合を訪ねた時、台湾桐は桐箱には不向きだが、将来使用方法を考え出すから栽培は、続けてほしいと語られて、福岡県の会津桐苗の入手先を教えられたので取り寄せています。これを見て、桐を見直して年々植え増ししています。なお桐材材買人も近年台湾桐も内地桐と、同値であるといっております。

ここに実例を申し上げますと、海老津の鳥居の側に、二本の桐の木がありました。それは石井家具店の身内の方が終戦後住宅を建てられた頃植えられたもので、二十年を少し越えております。一本は閉りが五尺余り一本は三尺余りでありまして何と、その二本で五万円です。これを年割りに計算しますと一年に一本が、千円以上太っております。このように桐は貴重な木材とされていますから、お互いは空地を見付けて植え込むように、心がけたいものであります。

桐栽培について私の経験を申し上げますと、地層の深い所を選んで植え込みます。初年度で十尺以上に延ばすことは望まれませんから、翌年台切りして身長を十二尺以上に延ばします。台切りした春新芽が何

本も出ますから、勢いのよいの一本にして、夏には葉のつけ根から枝芽が出るので、これをつみ取り肥料を施して、一年で出来るだけ延ばすようにします。その後、鉄砲虫に気を付けていたら年と共に、太るばかりであります。そして、販売して切り倒したら今度出る芽は、以前よりよく太る性質を持っております。

海老津 花田重郎  
TEL 5275番



岡城を攻めたものについては二説がある。

「宗像軍記」には、天文年間、大友宗麟は豊前の國に攻め入り、その大半を領すると、自らは馬ガ嶽城にあって、瓜生左近允貞延らに、筑前の諸城を攻めさせた。田川越えをして、まづ、鷹取城、ついで、畑城、花尾城、山鹿城と次々に攻め落した大友勢は、勢に乗じて、この岡垣城を攻めた。城主麻生隆守は、防ぎかねて、落城の前夜、即ち、天文十五年（一五四〇年）九月二十七日、宗像方と合流するために、内浦まで落ち延びたが、力尽きて、海蔵寺に入り、妻子と共に自害した。

年が移って、天文二十一年（一五五二年）正月十五日、山口にいた宗像氏貞を迎えるために、家臣許斐安芸守正鏡、米多比修理進氏兼が、百五十騎を従えて、山口におもむいた。飯途は、山口側からも、百五十騎を加え、送迎の軍勢三百騎が、垂水越えをして宗像に入るために、官道つたいに、この岡の庄に差しかゝると、大友氏の旗下である岡城主瓜生左近允貞延は、途中を待ち伏せて、これを討

たんと、木陣を安楽院において、岡の松原に陣を布いた。宗像氏貞はこれを見て、敵は小勢、一人残らず討ち取って、軍神の血祭りにせよ。と、真先に、かれば、家来も、我おとらじと攻めかかる。

瓜生左近允貞延は、かなわじと思つたのか、甲を脱ぎ、弓の弦をはづして降伏した。

そして、岡城には、米多比修理進、桑次郎左衛門の兩人が、城番として置かれ、遠賀千町は、宗像氏の領地となった。瓜生左近允貞延は、その後、吉田兵部少輔貞勝の婿となり、瓜生を改めて、吉田と名乗った。」とある。

だったので、御家人瓜生長門守という者に討たせた。

その後、瓜生長門守は、岡城にいて、岡の庄七十二町の領主となり、譜代家の名字を許されて吉田と改め、また、氏貞の一字をもらって、貞延と名乗った。」とある。

因にこういった山城の城主は、平時は、その麓にいて、大地主のように住んでいた。

岡城主となった吉田左近允貞延は今の旧町役場の庁舎のあたり「吉木日記」には、下屋敷、今の半次郎屋敷にあった。とある。「遠賀郡誌」にも、「古老の伝に、麻生隆守が死んで、吉田氏に崇りをするので、守右院（隆守院）を開基して、麻生氏を供養したが、その崇りは、なお、やまなか」である。



(岡司 勇)